

第1回奈良県地域防災計画検討委員会における意見への対応（案）

令和元年8月20日時点

対応方針の考え方

- ・対応済 ……対応を完了しているもの
- ・対応中 ……すでに対応を進めているもの
- ・検討中 ……現在対応を検討しているもの
- ・今後検討 ……現在は対応や検討をしていないが、次年度以降に対応又は検討を予定しているもの

整理	項目	発言者	意見の概要	議事録記載 ページ	対応（案）			
					所管（関連）部局	対応方針	取組の方向	防災計画の修正
1	1. 避難行動・避難生活	河田座長	住民によって、危険だと判断するレベルが異なる。 リスク管理の基準が一人ひとり違うことを認めなければならない。	2	防災統括室 (全部局)	検討中	土砂災害や浸水害の危険がある区域の住民など、地域の特性に応じ、ハザードマップ等を活用して避難に対する意識の向上や訓練の実施などを進めていく。	記載
2	1. 避難行動・避難生活	河田座長	木造平屋建てが最も危険だという情報をもっと出さないといけないが、それを知らない住民が多い。 また、2階に上がれば助かるが、ひとりでは2階にも上がれない人がいるのが現実。それを行政は住民に言わなければならない。	4	防災統括室 (福祉医療部)	検討中	危険な建物や避難行動要支援者に対する支援のあり方について、わかりやすい形で地域防災計画に明記し、市町村等の住民啓発に資する。	記載
3	1. 避難行動・避難生活	牧委員	避難について、正しく詳しい理解を住民に持ってもらうことが大切。必ずしも避難所に行くことが避難というわけではない。	2	防災統括室	検討中	「避難＝避難所に行くこと」ではなく、住民によっては避難所に行くことがかえって危険となる場合もあることを周知するよう努める。特に避難行動要支援者に対しては、個別計画の策定を進め、一人ひとりに合った避難行動のあり方を定めるよう、市町村と自治会等が連携して取り組んでいく。	記載
4	1. 避難行動・避難生活	照本委員	「避難」という言葉の多義性について、言葉の意味の使い分けが出来るように注意。また、受け取る人によって解釈が異なる可能性があるため、使う際は慎重に取り扱うべき。	3	防災統括室	検討中	「避難」という言葉には、「緊急避難」を意味する「Evacuation」、「避難生活」を意味する「sheltering」など、さまざまな意味が含まれている。計画ではそれらの言葉が混同しないように注意する。	
5	1. 避難行動・避難生活	牧委員	正しい避難の姿を伝えていく必要がある。 奈良県南部を中心に、土砂災害警戒区域が位置する。これらの地域では立ち退き避難が有用になる。また、土砂災害警戒区域の中でも安全なところがあるかもしれないので、最悪どこに逃げたらよいかを今一度整理。	2	防災統括室	検討中	今年度、土砂災害特別警戒区域（レッド区域）にある避難所等について代替施設の可能性などを調査し、市町村ごとにヒアリングを行う予定。県が積極的に市町村と連携し、レッド区域ごとに対策を検討していく。	記載
6	1. 避難行動・避難生活	河田座長	まずは、警察と消防が、災害発生前から行動するべき。 避難指示が出たら、警察・消防は消防車やパトカーを出して、サイレンを鳴らして道路を走り、危険を伝えて回るべき。	4	防災統括室	今後検討	避難情報等の周知について、警察、消防からどの程度協力を得られるか、また、消防団の活用等について、警察、消防と協議を行い、計画にどのように定めるかを検討する。	
					消防救急課	今後検討	消防は災害発生後の対応に向け準備を行うが、対象市町村と連携した周知活動の協力体制等、どのような活動が可能か検討する。また、消防団は地域住民が構成員であることが多く、これまでも避難誘導等を積極的に行っていることから、緊急時の情報伝達手段の高度化等を検討する必要がある。	
					警察本部	対応中	警察署では避難勧告等が発令された際、必要に応じてパトカーによるマイク広報を行うとともに、市町村から要請等があれば居住者に避難するよう説得にあたることから、避難情報発令時及び住民への避難の呼びかけ等の情報提供について連携を図る必要がある。	
7	1. 避難行動・避難生活	菅委員	保健・医療と福祉の調整を図っていくことが課題になると思う。 これらは相互に関連性があるので、一つひとつのカテゴリの対策だけではなく、相互の関わりについても意識を向ける。	1,3	福祉医療部			
8	1. 避難行動・避難生活	菅委員 紅谷委員	DMAT、DCAT、DWAT、DHEAT等の整備（要請、調整、受入）について、被災市町村と県がどのように役割分担するか。	3 -	福祉医療部	対応済	DMATの整備は県が実施	記載済み
9	1. 避難行動・避難生活	高橋委員	観光客（国内外を問わない）への対応をどうするか。 避難生活をするほどではないが避難行動を取る必要はある場合にどうするか・どうさせるか。	3	防災統括室 観光局	今後検討	観光客の保護についても、帰宅困難者対策とあわせて、情報提供や一時滞在施設の確保等、関西広域連合の構成府県市の取組も参考にしながら検討していく。	

第1回奈良県地域防災計画検討委員会における意見への対応（案）

令和元年8月20日時点

対応方針の考え方

- ・対応済 ……対応を完了しているもの
- ・対応中 ……すでに対応を進めているもの
- ・検討中 ……現在対応を検討しているもの
- ・今後検討 ……現在は対応や検討をしていないが、次年度以降に対応又は検討を予定しているもの

整理	項目	発言者	意見の概要	議事録記載ページ	対応（案）			
					所管（関連）部局	対応方針	取組の方向	防災計画の修正
10	1. 避難行動・避難生活	紅谷委員	南海トラフ地震が発生した場合、県北部の市町村や大阪府への広域避難、二次避難（一時疎開）が必要となる可能性が高いため、県が関西広域連合や観光協会、旅行代理店等と連携して調整する旨を記載いただきたい。	-	防災統括室（観光局）	今後検討	今後、関係機関と協議を行い検討を進めていく。	
11	1. 避難行動・避難生活	紅谷委員	避難所の環境、健康チェック、食事等について、県によるアセスメント調査の実施や県庁内各部署の情報共有や調整体制について、表記すべき。	-	防災統括室 福祉医療部	対応済	避難所における保健活動において、避難所環境、健康チェック、食事等の状況の把握、アセスメントについては「奈良県災害時保健活動マニュアル」で様式を定め、支援に活用中	
12	1. 避難行動・避難生活	紅谷委員	避難所運営は、被災市町村職員だけでは対応できない。県職員による支援チームの設置と派遣、県内市町村同士の相互支援体制の構築と県によるその調整などの取組を推進されたい。	-	防災統括室（福祉医療部）	検討中	上記と同様、関係部局での検討のなかで、支援体制のあり方について検討していく。	記載
13	1. 避難行動・避難生活	紅谷委員	避難勧告、避難指示（緊急）が空振りだった場合には、災害救助法は適用されませんので、避難所開設費用は市町村負担となる。その一部を県が負担する仕組みはつくれないか。	-	防災統括室	今後検討	他府県の事例などを調査・研究し、検討委員会委員にも今後助言をいただきながら検討していく。	
14	1. 避難行動・避難生活	紅谷委員	ペット対策として市町村に、同行避難、同伴避難を認める施設の指定や、ペット受入可能な民間施設との協定推進について促していただきたい。	-	防災統括室 くらし創造部	対応中	・避難所内のペット対策として、奈良県避難所運営マニュアルの中でペット受入のルールを定め、居室スペースと分けたペット専用スペースの設置等の推進を図っている。 ・公益社団法人奈良県獣医師会と「災害時における動物救護活動の協力に関する協定」を締結し、被災により放浪している犬猫等の家庭動物の保護収容について県下一円に対応できるようにしている。	
15	2. 情報発信	牧委員	警戒レベル5について、災害が発生した情報の周知について具体的にどうするか。これは、市町村だけでなく、県でも考えるべき問題である。	5	防災統括室	今後検討	市町村や区域によって地域性は様々なため、県として統一的な見解をどこまで示すことができるかという懸念はあるが、今後は他府県等の状況を見つつ検討していきたい。	
16	2. 情報発信	紅谷委員	5段階の警戒レベルの中で、避難勧告と避難指示（緊急）を、どう使い分けるのか、県として市町村に統一的な考え方を示せないか。	-	防災統括室	今後検討	市町村や区域によって地域性は様々なため、県として統一的な見解をどこまで示すことができるかという懸念はあるが、今後は他府県等の状況を見つつ検討していきたい。	
17	2. 情報発信	河田座長	行政だけでなく、メディアもSNSを活用して、情報を発信する必要がある。また、どこで被害が起きているかなどのリアルな状況把握もできるため、住民にもSNSを通じて情報を発信させる。	5,6	総務部知事公室	今後検討	「報道機関への迅速かつ適切な情報発信」について、地域防災計画本文の修正を提案し、適切な情報発信については、今後、関係課で調整しながら検討する。	記載
					防災統括室	検討中	住民からの情報発信について、一人ひとりから協力いただくよう周知を行っていく。また、行政側の情報収集手段としてもSNSやインターネット等の多種多様なメディアを活用する旨記載する。	記載
18	2. 情報発信	高橋委員	発災段階では、できるだけ自治体ローカルの情報の発信強度を強める。住民単位で見ると、必要な情報は細かいもので、なんでもかんでも発信すると逆に情報過多になって自分の判断の邪魔になってしまう場合もある。	5	総務部知事公室	今後検討	「報道機関への迅速かつ適切な情報発信」について、地域防災計画本文の修正を提案し、今後、関係課で調整しながら検討する。	記載
					防災統括室	検討中	住民にとってきめ細かい情報をいかに届けるか、調査・研究を進めていく。	記載
19	2. 情報発信	紅谷委員	豪雨災害において、市町村が気象台とのホットラインや国（ダム管理事務所）や県の助言を活用できていない場合が散見される。平時からのネットワーク構築や情報連携訓練について言及すべき。	-	防災統括室	対応中	県・市町村と気象台との連携は、現在も担当者レベルの会議や台風接近時の台風説明会の開催などを通じて密に行っている。また、河川減災協議会において、国・県・市町村職員及び関係機関等の連携を行っており、日頃から顔の見える関係を構築している。	

第 1 回奈良県地域防災計画検討委員会における意見への対応（案）

令和元年 8 月 2 0 日時点

対応方針の考え方

- ・対応済 ……対応を完了しているもの
- ・対応中 ……すでに対応を進めているもの
- ・検討中 ……現在対応を検討しているもの
- ・今後検討 ……現在は対応や検討をしていないが、次年度以降に対応又は検討を予定しているもの

整理	項目	発言者	意見の概要	議事録記載 ページ	対応（案）			
					所管（関連） 部局	対応方針	取組の方向	防災計画の修正
20	2. 情報発信	照本委員	全体的に行政主導のように感じられ、過保護すぎないかと感じられる。 最終的には住民一人ひとりに責任があることまで情報発信をしないとけない。	5	防災統括室	対応中	「避難勧告等に関するガイドライン」等においても、住民一人ひとりが自分の命は自分で守ることが望ましいとされている。 県でも、これまで以上に「自助」「共助」の重要性を伝え、行政主導でなく住民主体での防災行動をとってもらうよう訴えかけていく。	
21	2. 情報発信	紅谷委員	土砂災害警戒区域、特別警戒区域に立地する住戸に対して、各戸無線受信機の配布を促進するよう市町村に促す仕組み（県補助制度等）を検討いただきたい。	-	防災統括室	今後検討	各戸無線受信機の配付については、本年 4 月に策定した「奈良県緊急防災大綱」でも市町村のベストプラクティスとして紹介するなど、県としても推奨している。今後、国の起債制度（緊急防災・減災事業債）等を考慮し、必要に応じて市町村への助言・アドバイスを行う。	
22	2. 情報発信	河田座長 牧委員	ダムの問題について、アースダムやロックフィルダムのようなものでない限りは、オーバーフローしてもコンクリート製重力式ダムは壊れない。ゲートを開けないでよい。 ダムに関する情報発信も非常に重要である。	5,6	県土マネジメント部	今後検討	ご意見として、今後の参考といたします。	
23	2. 情報発信	紅谷委員	西日本豪雨で、ダム下流が洪水予報河川、水位周知河川に指定されておらず、ハザードマップが作成されていなかった問題があったが、奈良県内では、そのような区間は存在しないか。	-	県土マネジメント部			
24	3. 要配慮者	菅委員	特に外部支援者からみると、どこにどんな問題を抱えている方がいて、どう対応したらよいかという情報が得にくい。 各種専門家や関係機関等からの応援の受け入れ調整をどの組織・部署とどう調整するのか、災害対策本部とも連携する必要がある。	7	(防災統括室) 福祉医療部	対応済	「奈良県災害時保健活動マニュアル」に、避難所や在宅被災者への保健活動において、被災者や要配慮者に関する情報について迅速に現地保健医療調整本部等に確実な報告を行うことについて明記しており、実際の保健活動において対応中。	
25	3. 要配慮者	菅委員	要支援者の個人情報について、事前に把握できている人だけでなく、現場に入ってアセスメントしながら把握していくような人の情報について検討していく必要がある。	7	福祉医療部	対応済	「奈良県災害時保健活動マニュアル」に、避難所や在宅被災者への保健活動において、保健師による巡回相談等で要配慮者の状況を把握し、支援を行うことについては明記しており、実際の保健活動において対応中。	
26	3. 要配慮者	河田座長	高齢者や障害者について、避難に介護保険を活用すべき。 自力で逃げられない人を安全なところへ連れて行くための有償サービスを導入する。	8	福祉医療部		・要介護状態の高齢者や支援を必要とする障害者に対しては、介護保険や総合福祉法による介護や移動支援等のサービスが提供されますが、災害時における高齢者・障害者の迅速な避難のためには、要介護状態ではないものの一人で高台に避難することが難しい高齢者等、地域の高齢者・障害者全体を包摂的に災害時要支援者として捉えたうえで、迅速且つ的確に避難できる仕組みが必要と考えます。 このため、自力での避難が困難な方に対して、有償サービスを導入するというご意見に対しては、介護保険制度に限定することなく、例えば、地域の交通事業者との協定等により要支援者への避難に協力をいただくとともに必要な費用を公費で補填するといった仕組み等を検討すべきと考えます。	
27	3. 要配慮者	紅谷委員	被災リスクの高い場所に立地する福祉施設において避難確保計画と避難誘導訓練が義務化された。実効性を確保させていくため、アドバイザー派遣等の制度を検討いただきたい。	-	福祉医療部 (教育委員会)	対応中	・避難確保計画と避難誘導訓練が義務化され、各施設において取り組みの推進を図るところです。 ・各施設の取り組みの実効性を担保するため、計画作成の支援を行っていくとともに、引き続き、介護サービス施設・事業所への実地指導等の際に、当該計画について確認し、指導を行ってまいりますとともに、関係団体等の意見も聴きながらアドバイザー派遣のニーズについて把握に努めてまいります。 厚生労働省通知に基づき、指導・監査等の機会を通じて各児童福祉施設等に周知しているところです。今後も、地元市町村等と連携を図りながら、実効性を確保するよう指導いたします。	
28	3. 要配慮者	紅谷委員	学校の防災対策を市町村が進めるうえで、県による支援策を検討いただきたい。	-	教育委員会 (保健体育課)	対応中	学校安全教室支援事業により、各幼小中等学校の防災教育指導教員に対して資質向上を図るため、講習会の実施を行っている。	

第1回奈良県地域防災計画検討委員会における意見への対応（案）

令和元年8月20日時点

対応方針の考え方

- ・対応済 ……対応を完了しているもの
- ・対応中 ……すでに対応を進めているもの
- ・検討中 ……現在対応を検討しているもの
- ・今後検討 ……現在は対応や検討をしていないが、次年度以降に対応又は検討を予定しているもの

整理	項目	発言者	意見の概要	議事録記載 ページ	対応（案）			
					所管（関連）部局	対応方針	取組の方向	防災計画の修正
29	3. 要配慮者	紅谷委員	市町村境界を越えて広域に通学する特別支援学校や県立高校の子供の安全対策（特に通学中）は、市町村任せにはできないので、県教育委員会として責任を持って対策を講じていただきたい。	-	教育委員会 （保健体育課）	対応中	登下校中の危機管理マニュアルの作成や避難訓練実施の確認を行っている。	
30	3. 要配慮者	河田座長	インバウンドの多くは関西国際空港から入ってくる。関西広域連合内で取り決めを行い、それを実行することも有効。 府県を超えた広域連合単位で、どこにどう情報発信ができるかが重要。	7	（防災統括室） 総務部知事公室 観光局	検討中	現在、関西広域連合では、広域にわたる帰宅困難者や外国人観光客対策に関する「帰宅困難者対策ガイドライン」を今年度中に策定する予定であり、今後、関西広域連合の構成府県市と一体となって取り組んでいく。	記載
31	3. 要配慮者	照本委員	障害者、高齢者等への配慮も考えていくべきであるが、外国人観光客向けの情報発信も同様に重要。 情報発信にとどまらず、大規模災害発生時にどういった行動を取ってもらうか、どこに一時避難してもらうか、どうやって帰ってもらうかが不明。その際には、対策と連動した情報提供を行えるようにしなければならない。	6,7	（防災統括室） 総務部知事公室 観光局	検討中	上記の「帰宅困難者対策ガイドライン」の中で、外国人観光客対策として様々な情報提供方法等について触れており、今後は、関西広域連合の構成府県市と連携を取りながら対策を検討していく。 なお、奈良県では、外国人観光客交流館「奈良県猿沢イン」を災害時の外国人専用の福祉避難所として開設することになっている。（奈良県と奈良市の協定）	記載
32	3. 要配慮者	牧委員	外国人に対する情報発信は行政だけでは困難。NPOや民間との連携が重要である。 また、帰宅困難者の観点で考えることも有効。	6	（防災統括室） 総務部知事公室 観光局	検討中	上記の「帰宅困難者対策ガイドライン」を参考に、今後、関西広域連合の枠組みの活用も視野に入れ、NPOや民間機関等との連携体制を構築できるよう検討していく。	記載
33	3. 要配慮者	紅谷委員	外国人への多言語の情報提供については、被災市町村単独では困難なので、県の国際交流協会等が窓口となり、全国の国際交流団体に翻訳を依頼する仕組みの導入が望ましい。	-	（防災統括室） 総務部知事公室 観光局	対応中	奈良県には地域国際化協会がないが、県の出先機関として「外国人支援センター」が地域国際化協会と同様の役割を担っている。 災害が発生した際には、外国人の被災状況等により、奈良県外国人支援センターに「災害時多言語支援センター」を設置するなど、事前に登録した災害時通訳・翻訳ボランティアに協力を得ながら、多言語での情報発信を行う。また、市町村からの要請に応じて、電話や派遣による相談対応、避難所での多言語情報発信支援等を行う。	記載
34	3. 要配慮者	高橋委員	何が「できる」情報だけでなく、「できない」情報を出すことで、要配慮者や外国人が自分で行動しないといけないと思わせるきっかけになる。 また、それが自助を促す情報発信のあり方にもなる。	7	（防災統括室） 総務部知事公室 観光局	今後検討	情報発信の際には、伝える情報に偏りが生じないよう、また情報の受け手が自発的に幅広い行動を起こすことができるよう留意する。	
35	4. 救急救助・医療	菅委員 照本委員	避難所や家庭における被災者の健康維持について、もっと重要視する。 災害関連死を防止する上で、多職種の連携が重要。NPOやボランティアが重要な情報を持っている場合も多く、期待する役割が大きい。 また、関連死対策については、住民自身が発見したり、対応できることも多い。地域組織・NPO等による啓発活動も含めて要検討。	9	防災統括室 福祉医療部 くらし創造部	検討中	・避難所における被災者の健康管理、在宅被災者への健康管理、とりわけ災害関連死防止の啓発については、「奈良県災害時保健活動マニュアル」に明記の上、対応中。ただし奈良県地域防災計画には在宅被災者への支援の項目がないため、追記予定 ・内閣府も、「防災における行政のNPO・ボランティア等との連携・協働ガイドブック」において、「避難所運営の経験を有するNPO・ボランティア等による支援は、被災者の避難所での生活改善等に大きな役割を果たしています」との認識を示している。	記載
36	4. 救急救助・医療	河田座長	ボランティアは、「被災地の外から来る人」というイメージをもたれがちだが、実際は「被災地において被害を受けなかった人がまず、被災者を助けること」を指す。このことを住民にも再認識してもらうように。 また、ボランティアの考え方を「自分たちで何とかする」方向にシフトする。	9,10	くらし創造部	対応中	災害ボランティアとは被災地において被害を受けなかった人が被災者を助けるという共助の取組であるという認識も踏まえながら、ボランティア活動についての理解を深めるとともに、平時からの防災・減災ボランティア活動を通じた、災害時にも支え合える地域づくりの推進を目的に、災害ボランティア養成研修（出前型）を平成30年度より実施している。 併せて、大規模災害発生時には、地域内の共助だけでは復旧・復興することは困難であり、内閣府においても、「防災における行政のNPO・ボランティア等との連携・協働ガイドブック」において、大規模災害時には被災地内外の行政組織、社会福祉協議会、NPO・ボランティア等が連携・協働して被災者支援に当たる流れを示していることから、受援体制の整備について令和元年度より実施している。	記載 （災害ボランティア養成研修の実施について 言及予定）

第 1 回奈良県地域防災計画検討委員会における意見への対応（案）

令和元年 8 月 2 0 日時点

対応方針の考え方

- ・対応済 ……対応を完了しているもの
- ・対応中 ……すでに対応を進めているもの
- ・検討中 ……現在対応を検討しているもの
- ・今後検討 ……現在は対応や検討をしていないが、次年度以降に対応又は検討を予定しているもの

整理	項目	発言者	意見の概要	議事録記載 ページ	対応（案）			
					所管（関連） 部局	対応方針	取組の方向	防災計画の修正
37	4. 救急救助・医療	紅谷委員	被災市町村と市町村立病院、医療コーディネーター、地元の医師会が、どのようにDMATと連携し、災害直後の医療体制を構築していけば良いのか、市町村への支援をいただきたい。	-	福祉医療部	対応済	国の広域災害救急医療情報システム（EMIS）を用いて各地の被害情報を把握し、医療を必要としている医療機関へ災害医療コーディネーターと相談のうえDMATを派遣することとしている。	記載済み
38	4. 救急救助・医療	紅谷委員	DPAT（災害派遣精神医療チーム）の受入体制（県、市町村の役割分担）については、既に地域防災計画に記載済みか。	-	福祉医療部			
39	4. 救急救助・医療	菅委員	医療過疎地域における慢性疾患患者への医療継続も課題。医療過疎の地域の災害時対応はどうなっているか。	9	福祉医療部			
40	4. 救急救助・医療	牧委員	在宅で人工呼吸器をつけている方々への対応が重要。バッテリー稼働時間には限界がある。長期停電への対策を含めて検討を進めるべき。	8	福祉医療部	検討中	人工呼吸器装着の難病患者に対し、保健師の訪問等を通じて、災害時の対応に関する啓発を行っている。災害時の安否確認や電源確保等に関しては、市町村、医療機関、医療機器提供事業者等との協議について検討中。	
41	4. 救急救助・医療	河田座長	奈良県の災害拠点病院BCP作成に当たっては、他府県からの受け入れも考慮しなければならない。他府県の医療をどうサポートするかを考える必要がある。	9	福祉医療部	対応済	平成25年9月4日付け医政指発0904第2号「病院におけるBCPの考え方に基づいた災害対策マニュアルについて」の中で、受援計画についても記載されていることから、既に災害拠点病院のBCPに盛り込まれている。	
42	4. 救急救助・医療	牧委員	災害拠点病院のBCPがあると思うが、本当に災害時に災害拠点病院として機能できるのか。また、救急病院のBCP作成も推奨されているが、これも良い医療ができる体制が確保できていることが重要。	8	福祉医療部	対応済	災害時に災害拠点病院として機能できるよう各災害拠点病院において、定期的な訓練を実施し災害時に有効に機能する体制の確保に努めている。BCPの策定だけで終わらず、定期的な訓練と見直しを行うBCMの考え方も示し、県内病院向けに防災統括室と連携してBCP策定研修を実施。	
43	5. 防災拠点	河田座長	防災拠点の整備に合わせて、主要な社会インフラを整備する。特に、奈良県は道路が弱いのが課題。道路の整備を進めていく必要がある。	11	県土マネジメント部	今後検討	ご意見として、今後の参考といたします。	
44	5. 防災拠点	照本委員	防災拠点は、1箇所だけではなく複数箇所持っておき、災害規模や被災の様相に応じてどこに比重を置くかについても考える。融通が利くような対応を考え、どういう連携体制を取り、情報収集をし、伝達をしていくのかを勘案しつつ取り組む。	10	防災統括室	検討中	災害発生時、復旧時に果たすべき役割を踏まえた防災拠点の機能を整理し、求められる機能に対応する現状施設の位置づけを行う。	記載
45	5. 防災拠点	紅谷委員	防災拠点となり得る施設は、物流拠点の候補施設とバッティングするので、両者を一体的に検討いただきたい。	-	防災統括室	検討中	災害発生時、復旧時に果たすべき役割を踏まえた防災拠点の機能を整理し、求められる機能に対応する現状施設の位置づけを行う。	記載
46	5. 防災拠点	紅谷委員	紀伊半島は、県境が入り組んでおり、他県からアプローチする方が容易な場合がある。「府県を超えた広域的な救助・支援を行うための大規模な拠点施設」については、紀伊3県あるいは関西広域連合と協議すべきであり、土砂災害による道路通行止めを考えれば、「中規模、複数、分散」が望ましい。	-	防災統括室	検討中	大規模広域防災拠点施設については、三重県、和歌山県との紀伊半島知事会議でも提案し、3県の広域防災拠点を連携させるイメージで賛同を得ているところ。	記載
47	5. 防災拠点	紅谷委員	奈良県は、消防署や警察署等の災害対応の拠点となる施設の耐震化率が低かった記憶があるので、拠点候補施設については、耐震化を推進する支援策を検討いただきたい。	-	防災統括室	検討中	消防署や警察署等、災害対応の拠点となる施設は、早期の耐震化が重要である。また、県で取り組んでいる「県有施設等耐震検討チーム会議」においても、未耐震の施設について今後どのように耐震化を進めていくか検討を行っているところ。	記載
					消防救急課	今後検討	毎年の耐震化率の調査を踏まえた上で、どういった形で支援できるか検討したい。	
					警察本部	対応中	県下12警察署庁舎の耐震化については、生駒警察署及び高田警察署が耐震基準を満たしておらず、生駒警察署及び高田警察署庁舎とも令和2年度中に耐震補強工事を実施する予定である。	

第1回奈良県地域防災計画検討委員会における意見への対応（案）

令和元年8月20日時点

対応方針の考え方

- ・対応済 ……対応を完了しているもの
- ・対応中 ……すでに対応を進めているもの
- ・検討中 ……現在対応を検討しているもの
- ・今後検討 ……現在は対応や検討をしていないが、次年度以降に対応又は検討を予定しているもの

整理	項目	発言者	意見の概要	議事録記載 ページ	対応（案）			
					所管（関連）部局	対応方針	取組の方向	防災計画の修正
48	6. ハード対策	菅委員	特に大阪府や京都府と隣接している地域では、帰宅困難者としての面の課題もある。人の移動が多いところの調整を、ハード対策と合わせて取り組むべき。	11	防災統括室	今後検討	今後、関西広域連合の構成府県市と連携を取りながら対策を検討する。	
49	6. ハード対策	河田座長	ため池が非常に重要。使わないため池も、放ったままにしておくのはよくない。使っていた人たちに管理義務がある。	12	農林部	対応中	令和元年7月に「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」が施行され、農業用ため池について、所有者等の県への届け出の義務、適正管理の努力義務などが課せられることとなったところ。	
50	6. ハード対策	牧委員	平成23年災害（紀伊半島大水害）の後、十津川への道が大幅に改良されたが紀伊半島南部へのアクセスラインとして南海トラフ巨大地震が発生した際に使うべきだと思う。	11	県土マネジメント部	今後検討	ご意見として、今後の参考といたします。	
51	6. ハード対策	紅谷委員	南海トラフ地震や紀伊半島水害クラスの豪雨災害時には、土砂災害による緊急輸送路の閉塞や地震ダムの発生が懸念される。紀伊半島の道路ネットワークのうち、特に要所については、土砂災害防止や耐震化のためのハード対策を優先的に検討いただきたい。	-	県土マネジメント部	検討中	緊急輸送道路の橋梁耐震化や災害防除事業について、道路ネットワークが遮断されないよう対策を優先的に実施しています。また、砂防事業については、今年度策定予定の「奈良県土砂災害対策施設整備計画」において対応を検討しています。	
52	6. ハード対策	高橋委員	耐震については、設定を超える事象に対して構造物・インフラの持つべき性能、危機耐性を作っておく。不定な状況になると全く手を付けられないので、想定していた設定を超えたときにどうなるかについてシミュレーションしたうえで判断をすることも、災害時にはあり得る。	11,12	まちづくり推進局	今後検討	ご意見として、今後の参考といたします。	
53	6. ハード対策	河田座長	奈良・大阪・京都の府県営水道をジョイントさせ、いざというときに備えて北部からの導線確保しておくべき。現状は、南部から北部に水を送っているため、どこかが壊れると不能になってしまう。そのときに、北部からの供給ルートを確認しておくとい。	12	水道局	対応中	県営水道では、御所及び桜井浄水場の水融通機能を強化するとともに、受水市町村において、複数の受水地点での受水または、両浄水場からの受水が可能となるように進めている。さらには、今後、県域水道一体化において、危機管理上のリスクを考慮して浄水場（水源）の統合を進める他、県内の北部からの供給を検討する予定。なお、災害発生時には、近隣府県との連携として、「災害発生時における日本水道協会関西地方支部内の相互応援に関する協定」等に基づき、迅速な対応ができるように体制を整えている。	
54	7. 耐震化・まちづくり	紅谷委員	文化財、伝建地区の防火、耐震化については、既に言及されていると思うが、近年、伝統的町並みでの火災発生例があるので、追記可能な対策があれば検討いただきたい。	-	消防救急課	今後検討	・防火について、文化財等担当部局とも協議しながら対策を検討していきたい。	
					地域振興部	対応中	各市町村及び各地区において、防災対策調査を実施済 防災計画についても策定済 計画に基づき、防災設備等事業を実施中	
55	7. 耐震化・まちづくり	高橋委員	耐震性が明らかでないものについて、特に災害・防災・避難に関するところは、できるだけ重点的に判断できるだけの情報網を高める。耐震性が明らかでないものについては、情報がないということなので、どう対応してよいかの判断が出来ない。	13	防災統括室 関係部局	検討中	耐震性のない、または明らかでない避難所施設の指定解除や代替施設の指定、民間施設の活用等について計画に明記する。	記載
56	7. 耐震化・まちづくり	照本委員	内部の非構造部材について、引き続き対応していかないといけない。公共施設の中でも、適切に対応できているかをチェック項目として入れておくといののではないか。	12	防災統括室 関係部局・機関	対応中	家具等の非構造部材については、講演会やパンフレット等を通して呼びかけを行っているところ。公共施設のチェック項目化については、今後関係機関等と相談の上、方針を固めていきたい。	

第1回奈良県地域防災計画検討委員会における意見への対応（案）

令和元年8月20日時点

対応方針の考え方

- ・対応済 ……対応を完了しているもの
- ・対応中 ……すでに対応を進めているもの
- ・検討中 ……現在対応を検討しているもの
- ・今後検討 ……現在は対応や検討をしていないが、次年度以降に対応又は検討を予定しているもの

整理	項目	発言者	意見の概要	議事録記載 ページ	対応（案）			
					所管（関連） 部局	対応方針	取組の方向	防災計画の修正
57	7. 耐震化・まちづくり	河田座長	地盤が変動すると、建物がいくら強固でも被災する危険。 家が新しいから安全というわけではないので、自分の家がどこに建っているか認識いただく。	13	防災統括室	対応中	断層に関する情報発信や周知については、県政出前トークや県作成冊子等を用いて、適宜行っているところ。	
					まちづくり推進局	対応中	県民の皆様は大規模盛土造成地の存在に関心を持っていただき、防災意識を高めることを目的として、大規模盛土マップを平成27年9月に公表済み（※断層等の地盤情報に関する情報発信は防災統括室が所管）	
58	7. 耐震化・まちづくり	河田座長	ブロック塀の持ち主に危険性を知って、危機感を持ってもらわないといけない。 地震が起こったらどうなるか、対策を行っていただきたい旨の周知を行うべき。	13	まちづくり推進局	対応中	建築安全推進課のホームページ、耐震関係の協議会などで、ブロック塀の安全点検等について情報提供を行っており、引き続き、周知に努める。また、市町村に対しても、ブロック塀の安全対策について周知を図るよう引き続き働きかける。	記載
59	7. 耐震化・まちづくり	菅委員 紅谷委員	ブロック塀に加えて、中山間地域の震災（熊本地震等）では、斜面地の石垣、擁壁の被害も発生しているので、それらも課題として認識すべき。	13 -	まちづくり推進局	今後検討	ご意見として、今後の参考といたします。	
60	7. 耐震化・まちづくり	河田座長	液状化が起こると、どんな被害があるかを知ってもらう。 慌てて外に出るとトラックにひかれるなどの二次被害も、場合によっては考えられる。	13	防災統括室	今後検討	液状化のメカニズムや及ぼす影響、液状化ハザードマップについて、一人でも多くの県民が内容を理解できるよう周知方法を検討する。	記載
61	7. 耐震化・まちづくり	牧委員	大規模盛土造成地について、今後どのように対応していくかを考える必要がある。	12	まちづくり推進局	対応中	県内の大規模盛土造成地の造成年代調査をR1～R2年度にかけて実施中	
62	8. 南海トラフ	照本委員	臨時情報が発表された後の訓練について、実際の被害想定を用いて行うべき。それを組織再編や市町村連携、応援受援の対応も考えていくべき。	14	防災統括室 （関係部局）	検討中	臨時情報が発表された時の県の警戒体制等について記載する。 また、国の発表する被害想定に基づいた訓練について関係部局・機関等と検討を進めていく。	記載
63	8. 南海トラフ	照本委員	臨時情報（巨大地震警戒）では1週間警戒することとあるが、その後の動きについてどうするか。 経済基盤や産業基盤が続けられるかについて、一企業だけでは考えられない問題であるので、県との連携も必要。	14	防災統括室 産業・雇用振興部	検討中	①自治体と商工会・商工会議所等の連携による被害状況の迅速な把握、体制の整備 ②企業自らの自然災害リスクの把握、リスクマネジメントの実施 ③企業従業員の防災意識の高揚、取組の評価による企業防災力向上 ④BCP、BCM策定支援等の企業発展に向けた条件整備	記載
64	8. 南海トラフ	牧委員	民間企業の業務継続が重要事項。そのための措置を講じること。	14	産業・雇用振興部	検討中	①自治体と商工会・商工会議所等の連携による被害状況の迅速な把握、体制の整備 ②企業自らの自然災害リスクの把握、リスクマネジメントの実施 ③企業従業員の防災意識の高揚、取組の評価による企業防災力向上 ④BCP、BCM策定支援等の企業発展に向けた条件整備	記載
65	8. 南海トラフ	紅谷委員	接する三重県や和歌山県は、復興指針や事前復興計画に取り組んでいる。 奈良県でも、事前復興の対策に取り組んではいかかが。	-	防災統括室 （関係部局）	今後検討	復興指針や事前復興計画については、他府県の動向を参考にしながら検討していく。	
66	8. 南海トラフ	河田座長	大阪府や和歌山県全域といった広範囲での停電が発生すると、奈良県は陸の孤島になってしまう。 そういう状況下で行政は何ができるかを事前に再現・想定できるかどうか肝である。	15	防災統括室 （全部局）			
67	8. 南海トラフ	照本委員	他府県支援の対応を行いつつ、奈良県でも相当の被害が発生する。 他府県からの応援をどう送り込むか、また他府県をどう支援するかという双方向の問題について、どう対応していくか、どのような組織編成にするかを事前に検討しておく。	14	防災統括室 （関係部局）	今後検討	奈良県だけで決められる問題ではないため、関西広域連合や近隣自治体等と調整を行いつつ、奈良県としてとるべき対応を見定めていく。	

第 1 回奈良県地域防災計画検討委員会における意見への対応（案）

令和元年 8 月 2 0 日時点

対応方針の考え方

- ・対応済 ……対応を完了しているもの
- ・対応中 ……すでに対応を進めているもの
- ・検討中 ……現在対応を検討しているもの
- ・今後検討 ……現在は対応や検討をしていないが、次年度以降に対応又は検討を予定しているもの

整理	項目	発言者	意見の概要	議事録記載 ページ	対応（案）			
					所管（関連） 部局	対応方針	取組の方向	防災計画の修正
68	8. 南海トラフ	紅谷委員	国の現地組織との連携体制について、東日本大震災の実態をみていると、国は、被災各県に現地対策本部または現地連絡対策室を設置すると思われる。 あるいは、仮に予定どおり大阪府内に国の現地対策本部が設置されるのであれば、そこに奈良県からリエゾンを派遣しなければいけないが、考慮されているか。	-	防災統括室	検討中	南海トラフ巨大地震については事前にリエゾンの派遣者を定めておくなど、体制について明確にしておく。	記載
69	8. 南海トラフ	菅委員	指定管理事業者による公共施設の運営が増加傾向にあり、そうした施設が避難所になるとその運営も期待される（熊本地震等）。 避難者の受け入れや避難所の運営、被災者の健康管理等が必要となるが、実際に災害が起こった後の管理者への休業補償がないという問題がある。	14	防災統括室 (福祉医療部)	検討中	まずは今年度実施する避難所調査の中で、県内で避難所となる施設で指定管理者制度等、民間の運営となっている施設の状況を調査する。そのうえで、他府県の事例等を参考に、休業補償などのような支援が必要なのか調査・研究していく。	
70	8. 南海トラフ	高橋委員	グローバルな情報を前に、実際に被害を受けていない地域がどう対応するか、どう支援するか。 要支援者から支援者に移るための対策・体制を考えるきっかけにしていきたい。	14	防災統括室 福祉医療部 くらし創造部	検討中	南海トラフ巨大地震については、奈良県は支援側・受援側の両方となる場合が想定されるため、両方の視点から現在の「広域災害（南海トラフ巨大地震等）対策計画」の見直しを行う。	記載
71	8. 南海トラフ	河田座長	津波はないものの、強い揺れが発生するとされている。 家具の固定についても、大規模地震だと効果はなく、転倒防止対策さえ取れば良いわけではない。	15	防災統括室	検討中	家具の転倒防止対策だけでは不十分であることを啓発・周知していく必要があることを計画に明記する。	記載
72	9. その他	牧委員	計画に書いてあるだけで、進捗をチェックする仕組みがない。どうやって管理するかを考える必要がある。 また、目標の終期（いつまでに）を書く欄がないので、それについてもご検討いただきたい。	1	防災統括室 (全部局)	今後検討	「奈良県国土強靱化地域計画」で毎年度策定している「アクションプラン」を参考に、進捗状況を確認できる仕組みを今後検討していく。	
73	9. その他	紅谷委員	複数市町村が被災した場合、県の支援業務を円滑に進めるうえでも、平時から県内市町村の罹災証明発行システムや被災者台帳を標準化し、導入を図るべき。	-	防災統括室	検討中	様々な災害派遣でのノウハウを活かし、罹災証明書発行システムや被災者台帳の標準化等について検討していく。	
74	9. その他	紅谷委員	西日本豪雨の教訓として、「一つの県で、複数市町村が被災すると、県は情報収集や対応が不十分となる」ことが挙げられる。愛媛県では、管理職をリエゾンとして派遣する仕組みや、被災市町村ごとの支援チームを設けること、TV会議を積極的に導入することも決めている。 奈良県でも、参考になれば導入を検討いただきたい。	-	防災統括室	対応中	奈良県でも、県内市町村が被災した場合に派遣する「災害時緊急連絡員」制度を設けている。その制度の運用について、他府県の情報も参考にしながら、よりよい形を研究していく。	
75	9. その他	紅谷委員	水道については、大阪北部地震の老朽化した管路被災の教訓だけでなく、西日本豪雨での浄水場や貯水施設の土砂災害による被災リスクの軽減や耐震化についても、考慮していただきたい。	-	地域振興部	対応済	令和元（平成 3 1）年度より「水道水源開発施設整備費国庫補助金」の要綱が改正され、新たに「水道施設機能維持整備費」として浄水場施設等への土砂流入や浸水を防止する整備に対する補助メニューが追加されたところ。 本県でも県内水道事業者への周知を図っている。	
					水道局	対応中	県営水道では、浄水場と貯留施設の耐震化は完了しており、管路の耐震化率は、約 7 6 %となっている。今後、管路更新計画に基づき、緊急度が高い路線から順次、更新工事に併せて耐震化を実施する予定。また、土砂災害による被災リスクに対しては、水道施設のインフラの機能確保の観点から調査を行い、軽減策を検討しているところ。	